

2025 年 9 月

国 税 庁 長 官

江 島 一 彦 様

一 般 社 団 法 人 全 国 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 地 方 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 信 託 協 会
一 般 社 団 法 人 第 二 地 方 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 金 庫 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 組 合 中 央 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 労 働 金 庫 協 会
農 林 中 央 金 庫

国税の電子納付の推進等について（要望）

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、金融界は、かねて、税・公金の収納の効率化・電子化に向けた取組みを行っております。

税・公金の電子納付は、納付者にとっては、場所や時間を気にせず行うことができる利便性の高い手段であるほか、金融機関および行政機関にとっても、窓口における納付書・現金の授受や、バックオフィスにおける納付済通知書の仕分け・引渡しを不要とできる効率的な手段です。この点、国民の生産性向上にも資するものと考えております。

本件は、書面・押印・対面主義からの脱却にも資するものであり、国民生活の利便性向上をはかる観点からも社会・経済システムの再構築を見据え、引き続き、不断の取組みが必要であると認識しております。

以上を踏まえ、国税の電子納付の推進等について、特に重要と思われる事項について、下記のとおり要望いたしますので、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、下記に記載の事項に加え、別紙においてもご検討を賜りたく存じます事項を整理しております。併せてご確認くださいようお願い申し上げます。

記

1. 国税の電子納付環境整備

(1) e-Tax のさらなる利便性向上【7回】¹

貴庁におかれては、e-Tax の UI・UX のさらなる改善等（複数人の承認を必要とするフローの導入と複数 ID の付与等）を図っていただきたい。

特に、地方税との関係においては、納付者が国税と地方税に係るそれぞれの手続きについて、シームレスかつ簡便に行えるようにすべきであると考えます。

この点、貴庁の「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2023」（2023 年 6 月 23 日）においては、納税者の利便性向上の取組に加え、課税・徴収事務の効率化・高度化等の取組として、「国税と地方団体との間で行う相互の情報提供について、データにより連携する対象範囲を拡大すべく検討を進めます。」とされており、eLTAX との情報連携、ひいてはシステムの共通化・標準化に向けて、総務省と検討いただきたい。

さらに、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025 年 6 月閣議決定）において、デジタル庁は、「マイナンバーカードやマイナポータル、G ビズ ID や e-Gov 等を活用した行政手続のデジタル完結の推進に取り組んでいく。」とされており、マイナポータルや e-Gov との情報連携についても、デジタル庁と検討いただきたい。

(2) 証券による納付の廃止【4回】

現行法令上、国税の納付に当たっては、小切手等の証券による納付が認められている。

一方、地方税の納付に関して、2023 年 4 月から開始した「地方税統一 QR コード」による収納において、キャッシュレス納付の推進の観点から、証券による納付の取扱いが不可と整理された。

また、本件は、政府、産業界、金融界が一体となって取り組んでいる、「2026 年度末の手形・小切手の完全電子化」に直結する重要課題であり、2027 年度初には電子交換所における手形・小切手の交換業務を廃止することが決定している。国税における証券納付の取扱いも、これに歩調をあわせて廃止いただく必要があると考えます。貴庁におかれては、国税における証券納付の取扱いを速やかに廃止し、電子納付の一層の推進に向けた制度整備を進めていただきたい。

2. 経費負担の適正化

金融機関は、かねて各種手数料に関して、環境変化を踏まえつつ、サービスの受益者負担の観点に立って見直しを図り、経費負担の適正化をお願いしてきている。本件は、サービス提供の持続可能性からも喫緊の課題であり、以下のとおり要望する。

¹ 【〇回】は令和元年以降の要望回数を示す。これ以降の記載も同様。

(1) ダイレクト方式および預金口座振替に係る手数料の適正化【7回】

国税のダイレクト方式および預金口座振替については、金融機関が国に代わって行っている業務であるところ、収納の迅速化等のためのシステム投資を行ってきていることもあり、収支相償も確保できていない実態がある。一刻も早い是正をお願いしたい。

(2) 預貯金等照会に係る経費負担の適正化【7回】

行政機関から金融機関に対する預貯金等の照会・回答は、年間約 6,000 万件（平成 30 年度調査結果）に及び、昨今では電子照会が急速に進展しているものの、書面による照会は依然として相当数に上る。また、国税当局から受領する分は、地方公共団体分に並んで多く、さらに、至急あるいは極めて短期間での回答を求められることがある。

この点、金融機関は、郵送照会であれば、仕分けから、照合、回答文書作成、郵送までの一連の業務を、電子照会であれば、予めシステム構築したうえで、端末入力作業等を、相応の人的・物的コストをかけつつ、他の業務に優先して対応している。これは、照会結果が「取引なし」と回答したものについても同一であり、取引の有無にかかわらず相応のコストをかけつつ対応をしているものである。

一方で、本件の対価として受領する手数料については、必ずしもコストに見合った水準ではないケースがある。

また、預貯金照会等の電子化が進展する中で、他分野においては照会の必要性が乏しい照会が発生しており、結果として不要なコストが発生している事例があると仄聞している。こうした照会が発生している背景の一端には、経費負担の適正化が十分に図られていない可能性も考えられる。

貴庁におかれては、上記の事情をご理解いただき、本件に関する経費負担の適正化をお願いしたい。

以 上

(別 紙)

国税の電子納付の推進等について
その他要望事項一覧

【目 次】

1. 国税の電子納付環境整備

- (1) 電子申告義務化の範囲拡大と電子納税の義務化
- (2) 利子所得・配当所得の一括納付方式の採用
- (3) e-Tax 納付時の領収証書イメージ表示機能の搭載
- (4) 国税の紙による振替依頼の廃止
- (5) e-Tax のバージョンアップにおける事前告知
- (6) 教育資金非課税申告および結婚・子育て資金非課税申告に係る手続の電子化【新規】
- (7) 歳入歳出外現金出納のキャッシュレス納付の推進【新規】
- (8) 国税還付金の振込先の周知【新規】
- (9) 収入印紙購入時の支払方法の拡充【新規】

2. 電子納付の利用勧奨

- (1) 継続的な周知・広報の取組み
- (2) 納付者に対するインセンティブ付与

1. 国税の電子納付環境整備

(1) 電子申告義務化の範囲拡大と電子納税の義務化

- 電子申告の利用率 100%の実現に向け、総務省とも連携しつつ、大法人以外にも電子申告を義務化するようにお願いしたい。また、最終的には利用率 100%を目指すべき将来像と考えており、電子納税の義務化に向けた取組みも進めていただきたい。

「規制改革実施計画」（2021 年 6 月 18 日閣議決定）においては、「財務省及び総務省は、法人税・消費税／法人住民税・法人事業税の申告手続について、大法人の電子申告義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ、電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告の利用率 100%に向けた取組の検討を行う。」とされている。

貴庁におかれては、電子申告の利用率 100%の実現に向け、総務省とも連携しつつ、大法人以外にも電子申告を義務化するようにお願いしたい。

また、金融界としては、電子申告のみならず、その先の電子納付についても、最終的には利用率 100%を目指すべき将来像と考えており、電子納税の義務化に向けた取組みも進めていただきたい。

この点、行政機関の職員分の源泉徴収税の電子納付から率先して始めるといった取組みも考えられるところ、これを含めて積極的に検討いただきたい。

(2) 利子所得・配当所得の一括納付方式の採用

- 国税分の電子納付の手続きに、地方税分と同様、本店一括納付を可とする e-Tax の機能改善をお願いしたい。

金融機関が特別徴収する利子所得や配当所得の国税分（所得税及び復興特別所得税）については、e-Tax による納付が可能であるものの、納付する支店の数と同数の利用者識別 ID を取得し、支店別・利子の種類別に、納付書のフォームに入力、納付指図をする必要がある。

これに対し、地方税分（住民税）については、支店・利子の種類に関わらず、1 件の CSV シートを作成して、eLTAX にアップロードすれば済む仕様となっている。

結果として、一部の金融機関においては、国税分の毎月の申請・納付作業時間は、地方税分の約9倍（例：地方税：40分、国税：350分）にのぼり、また、年1回のe-Taxの電子認証カード更新作業においても、支店の数だけ作業を行う必要があり、重い負担となっているケースがある。

上記の国税分の電子納付の手続きは、電子化前の書面による手続きと比して、金融機関側の効率化に繋がっていないとの指摘もあるところ、地方税分と同様、本店一括納付を可とするe-Taxの機能改善をお願いしたい。

e-TaxにeLTAXと同程度の利便性が備われば、双方まとめて電子納付に切り替えることを検討する金融機関が増える可能性も見込まれるところ、積極的にご検討いただきたい。

(3) e-Tax 納付時の領収証書イメージ表示機能の搭載

- e-Taxで領収証書が発行されないことがe-Tax利用の阻害要因のひとつになっていることをご認識いただき、イメージファイルあるいはPDFとして保存できる機能を搭載いただきたい。

金融機関から顧客にe-Tax納付の利用を勧奨すると、顧客から、領収書の有無を問われる、あるいは、税理士に相談したところ領収証書が発行されないと言われたとして、導入を断られるケースがある。

領収証書を発行して渡すことは、デジタル化やペーパーレス化に逆行するものではあるが、領収証書が発行されないことが、e-Tax利用の阻害要因のひとつになっていることをご認識いただき、イメージファイルあるいはPDFとして保存できる機能を搭載いただきたい。

(4) 国税の紙による振替依頼の廃止

- ペーパーレス、業務効率化の観点から、国税の紙による振替依頼を廃止いただきたい。

国税の口座振替依頼について、通常、DVD等の媒体で受領しているが、一部、例外的に、紙による振替依頼が寄せられている。紙での取扱いは、システムへの手入力の手間を要するほか、これらは締切直前に頂戴することが多いところ、金融機関における負担が大きい。

貴庁におかれては、ペーパーレス、業務効率化の観点から、国税の紙による振替依頼を廃止いただきたい¹。

(5) e-Tax のバージョンアップにおける事前告知

- e-Tax ソフトのバージョンアップが発生すると、実施中の納付作業を一からやりなおす必要があることから、月初から納付日でのバージョンアップは避けていただくとともに、仕様公開等スケジュール以外の日にバージョンアップをする場合には、可能な限り早めにメッセージ送付をすることをご検討いただきたい。

e-Tax ソフトのバージョンアップでは、仕様公開等スケジュール以外の日時にバージョンアップが実施されることがある。

金融機関において、納付作業期間中にバージョンアップが発生すると、実施中の納付作業を一からやりなおす必要があることから、月初から納付日でのバージョンアップは避けていただくとともに、仕様公開等スケジュール以外の日にバージョンアップをする場合には、可能な限り早めにメッセージ送付をすることをご検討いただきたい。

(6) 教育資金非課税申告および結婚・子育て資金非課税申告に係る手続の電子化【新規】

- 教育資金非課税申告および結婚・子育て資金非課税申告に係る手続きの電子化をご検討いただきたい。

教育資金非課税申告および結婚・子育て資金非課税申告に係る手続きについては、必要書類を添付のうえ、教育資金管理契約または、結婚・子育て資金管理契約を締結した金融機関を経由のうえ、書面で所轄税務署長に提出を行う取扱いとなっている。

金融機関および税務署の事務効率化の観点からも、金融機関から税務署へ電磁的手段による提出を行うことができる環境を整備いただきたい。

(7) 歳入歳出外現金出納のキャッシュレス納付の推進【新規】

¹ 解決策の一例としては、振替指定日の追加が考えられる。

- 各税務局・税務署に対し、インターネットバンキング等を活用した現金支払のキャッシュレス化を推進いただきたい

現在、税務署においては、歳入歳出外現金出納保管を行うための口座を開設のうえ、運用されているところであるが、当該口座を利用して小口現金支払に係る運用がなされている事例があると仄聞している。

また、証券類の入金資金化後に出金が行われるほか、同一日に複数回にわたり、通帳を店頭窓口に持参して出金を行っている事例があると聞き及んでいる。さらに、現金の移動記録を通帳により確認している運用も見受けられる。

これらの運用は、現金管理の効率性および安全性の観点から課題があると考えられる。

貴庁におかれては、各税務局・税務署に対し、インターネットバンキング等を活用した現金支払のキャッシュレス化を推進いただきたい。

(8) 国税還付金の振込先の周知【新規】

- 還付金の受取口座について、被振込名義と口座名義を完全に一致させるよう、関係者への周知徹底を図っていただきたい。

国税還付金を納税者宛に振込により還付する場合、申告者本人名義の口座を指定することが可能であると認識している。しかしながら、実務上は屋号が付された口座を指定される事例が多く見受けられ、被振込名義（申告者名）と口座名義との不一致により、内容確認や振込資金の返却に相当の時間を要するケースが発生している。

このような事態は、納税者にとっても還付金の受領が遅延する要因となり得ることから、スムーズな還付金の受取を実現するためにも、被振込名義と口座名義を完全に一致させるよう、関係者への周知徹底を図っていただきたい。具体的な対応策としては、国税庁ホームページにおける屋号付き口座に関する注記の追加や、還付金申請時に使用する書類への注意喚起文の明記等が考えられる。

(9) 収入印紙購入時の支払方法の拡充【新規】

- 収入印紙の購入において、支払方法を拡充いただきたい。

現在、収入印紙の購入方法は現金支払いに限られていると認識している。しかしながら、現金での購入に限定されていることにより、金融機関においては少額であっても現金の出金手続きが発生しているとの情報も仄聞しており、業務負担や利用者の利便性の観点から課題があると考えられる。

近年、公共料金や税金の納付においては、振込、口座振替、Pay-easy、クレジットカード払い等、キャッシュレス決済手段の多様化が進んでいる。これらの決済手段は、利用者の利便性向上のみならず、金融機関や行政機関の業務効率化にも資するものである。

ついては、収入印紙の購入においても、現金以外の支払方法を導入することにより、利用者の利便性向上および関係機関の事務負担軽減が期待されることから、振込・口座振替・Pay-easy・クレジットカード払い等による購入方法を拡充いただきたい。

2. 電子納付の利用勧奨

(1) 継続的な周知・広報の取組み

- 総務省等とも緊密に連携し、マスメディア・ネット広告等を活用するなど、幅広い世代に対し電子納付の周知・広報を展開していただきたい。引き続き、チラシ・パンフレット（デジタルサイネージ用の電子媒体を含む）や、金融機関職員も使用できるようなツール（FAQ集・トークスクリプト等）の提供をお願いしたい。
- 所管税務署において、e-Tax 納付のための設定支援・操作支援として、各事業所への訪問対応等により、e-Tax 納付に関する説明、初期設定、申請方法の実演等の実施についてもご検討いただきたい。

電子納付のさらなる推進のためには、環境整備・利便性向上の取組みと、周知・広報の取組みを両輪で進めることが重要であると考えている。

足許では、2023 年 4 月から、地方税の QR コード納付が、2024 年 4 月から国税の「自動ダイレクト納付」が提供されている。

こうした措置により、より電子納付の利便性が高まっているところ、今後、ますます、国税と地方税が一体となった周知・広報が効果的に作用すると考えられる。

貴庁におかれては、総務省等とも緊密に連携し、マスメディア・ネット広告等を活用するなど、幅広い世代に対し電子納付の周知・広報を引き続き展開していただきたい。

金融界としても、官民で連携しつつ、取組みを進めていきたいと考えているため、引き続き、チラシ・パンフレット（デジタルサイネージ用の電子媒体を含む）や、金融機関職員も使用できるようなツール（FAQ集・トークスクリプト等含む）の提供をお願いしたい。

さらに、所管税務署において、e-Tax 納付のための設定支援・操作支援として、各事業所への訪問対応等により、e-Tax 納付に関する説明、初期設定、申請方法の実演等の実施についてもご検討いただきたい。

(2) 納付者に対するインセンティブ付与

- 電子納付に対するインセンティブの付与は、納付者の行動変容を促すうえで、極めて有効な施策であるとする。国税の電子納付について、金銭面を含めたインセンティブ付与（公費でキャッシュバック、ポイント付与のほか、例えば、電子納付限定の軽減税率の適用）を検討いただきたい。

国民年金保険料等の納付においては、口座振替の前納または早割を利用すると、保険料が割引となる措置が講じられている。このようなインセンティブの付与は、納付者の行動変容を促すうえで、極めて有効な施策であるとする。

貴庁におかれては、国税の電子納付について、金銭面を含めたインセンティブ付与（公費でキャッシュバック、ポイント付与のほか、例えば、電子納付限定の軽減税率の適用）を検討いただきたい。

以 上